

青森県報

第四千六十七号

平成二十七年
十一月二日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高年齢福祉課) ……	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(障害福祉課) ……	一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(同) ……	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) ……	二
公 告		
争議行為の通知の公表……………	(労政・能力開発発課) ……	二
地籍調査の成果の認証……………	(農村整備課) ……	三
建設業者の許可の取消し……………	(東青地民局) ……	三
右 同……………	(中南地民局) ……	三
右 同……………	(西北地民局) ……	四
右 同……………	(西北地民局) ……	四
右 同……………	(上北地民局) ……	四
男性警察官用合帽子ほかの購入に係る一般競争入札……………	(警察本部会計課) ……	四
人事委員会		
人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(職員課) ……	六

告 示

青森県告示第七百六十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 日
合同会社ほのぼの	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸二丁目五番二〇号	ケアサービスのほのぼの	弘前市大字中野一丁目一〇番一〇号	平成二七年十一月二日

青森県告示第七百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
かなざわ調剤薬局	青森市金沢一丁目五の六	平成二七年十一月二日

アイン薬局つくだ店	青森市南佃二丁目八の一	二七・一〇・三
アイン薬局東通村店	下北郡東通村大字砂子又字里一の二〇六	"
アイン薬局八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	"
アイン薬局八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	"
アイン薬局弘前本町店	弘前市大字本町四八の一	"
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一の一の二五	"
アイン薬局野辺地店	上北郡野辺地町字鳴沢一八の三	"
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	"

青森県告示第七百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
かなざわ調剤薬局	青森市金沢一丁目五の六	平成二七・一〇・一
アイン薬局つがる店	つがる市富泡町山里一の一	"
アイン薬局つくだ店	青森市南佃二丁目八の一	二七・一〇・一

アイン薬局東通村店	下北郡東通村大字砂子又字里一の二〇六	"
アイン薬局八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	"
アイン薬局八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	"
アイン薬局弘前本町店	弘前市大字本町四八の一	"
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一の一の二五	"
アイン薬局野辺地店	上北郡野辺地町字鳴沢一八の三	"
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	"

青森県告示第七百六十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青森県信用組合三戸支店南部出張所

三戸郡南部町大字大向

を削る。

公 告

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長吉田

幸恵から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇一五年秋年末組合要求の前進および実現

二 争議行為をなす日時

平成二十七年十一月四日午前零時より受結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場、または一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

地籍調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
む つ 市	金谷一丁目の一部 小川町一丁目の一部	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ホームアドバンス

二 代表者の氏名 溝江 進

三 主たる営業所の所在地 青森市大字飛鳥字塩越一〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇二九四号

五 取消年月日 平成二十七年十月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 福山建設

二 氏名 福山 勇

三 主たる営業所の所在地 黒石市小屋敷南三六の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第八五七号

五 取消年月日 平成二十七年十月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年九月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社角谷建設

二 代表者の氏名 角谷 るり子

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五一五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二三）第一四〇七三号

五 取消年月日 平成二十七年十月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年九月二十五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田嶋建設株式会社

二 代表者の氏名 田嶋 浩司

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字上平一八四の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二五）第六三六二号

五 取消年月日 平成二十七年十月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年十月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

男性警察官用合帽子ほかの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

男性警察官用合帽子ほか 総数四千二百二十五点

二 納入期限

平成二十八年三月十八日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、Aの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を提出し、その内容が適正な者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年十一月二十七日までに青森県警察本部警務部会計課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 警務部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

4 提出部数 一部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 警務部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十七年十二月十五日 午前十一時三十分

2 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階第二会議室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased: Police officer's

s p r i n g a n d a u t u m n h a t a n d o t h e r s ,
 t o t a l o f 4 , 2 2 5 i t e m s
 2 P l a c e o f d e l i v e r y :
 A o m o r i p o l i c e s c h o o l
 3 D u e d a t e :
 1 8 M a r c h , 2 0 1 6
 4 T i m e l i m i t f o r t e n d e r :
 1 5 D e c e m b e r , 2 0 1 5
 (P l e a s e r e f e r t o a b i d m a n u a l i n t i m e .)
 5 C o n t a c t P o i n t f o r t h e n o t i c e :
 S u p p l y S e c t i o n
 F i n a n c e D i v i s i o n ,
 A o m o r i P r e f e c t u r a l P o l i c e H Q
 2 - 3 - 1 S h i n m a c h i
 A o m o r i C i t y , A o m o r i 0 3 0 - 0 8 0 1
 J a p a n
 T E L 0 1 7 - 7 2 3 - 4 2 1 1

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表第二中

大間警察署

下北郡大間町大字大間字大間五四の

大間警察署 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の九一 に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十一月十六日から施行する。

(発行所・発行人)
 青森市長島二丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町二丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭